

委 託 契 約 書

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（委託事業）

第1条 甲は、次の事業（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(1) 委託事業名

平成31年度茨城県児童養護施設退所者等アフターケア事業

(2) 委託事業の内容

別添「平成31年度茨城県児童養護施設退所者等アフターケア事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 実施期間

この契約の締結の日から平成32年3月31日まで

（委託事業の実施）

第2条 乙は、委託事業を仕様書に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

（委託費の限度額）

第3条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として金 円（消費税及び地方消費税含む）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（委託費の支払）

第4条 委託費は、委託事業が終了し、その額が確定した後に支払うものとする。

2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、概算払をすることができる。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書を甲に提出するものとする。

（再委託の制限）

第5条 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（実績報告）

第6条 乙は、委託事業が終了したときは、委託事業の成果を記載した実績報告書を、委託事業終了の日から起算して30日以内又は平成32年3月31日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

（検査及び委託費の確定）

第7条 甲は、前項の規定により実績報告書の提出があったときは、遅滞なく契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

2 甲は、第1項の検査の結果合格と認めた場合は、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(過払金の返還)

第8条 乙は、既に支払を受けた委託費が前条の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託事業の中止等)

第9条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条第1項及び第6条から第8条までの規定に準じて精算するものとする。

(委託事業の変更)

第10条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、費用の区分の金額又は調査項目に係る事業量の20パーセント以内の増減の場合は、この限りでない。

(契約の解除等)

第11条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

(委託事業の報告等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(疑義の処理)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲の指示により処理するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年 月 日

甲 水戸市笠原町978番6
茨城県知事 大井川 和彦

乙

個人情報取扱要領

第1 乙は、この契約による業務を処理するにあたって、個人情報を取り扱う際は、個人の権利利益の侵害することのないよう努めなければならない。

第2 乙は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないよう対処しなければならない。

3 全2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第3 乙は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損等の防止に必要な安全管理措置を講じなければならない。

第4 乙は、この契約により取り扱う個人情報の管理責任者を定めて、書面により甲に通知しなければならない。

2 管理責任者は、常に個人情報の所在及び自己の管理状況を把握し、必要な指導を行うものとする。

第5 乙は、この契約による業務を処理するに当たっては、必要最小限の従業員（以下「使用者」という。）を管理責任者の監督の下で従事させるものとする。

2 乙は、使用者に対して、第2に規定する事項について、指導を徹底しなければならない。

3 乙は、使用者の退任、退職後の行為も含め、責任を負わなければならない。

第6 乙は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により受託したときは、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書により再委託をする場合は、再委託先に対し、個人情報保護に関する法令等を遵守させるとともに、個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、乙の責任において対処するものとする。

第7 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等をこの契約による業務以外の目的で複写し、又は複製をしてはならない。

第8 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、甲から提供された個人情報を他の目的のために使用し、又は第三者に提供してはならない。

第9 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（複写、複製したものを含む。）を、業務完了後速やかに甲に返還又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

第10 甲は、必要と認めるときは、乙の事業所に立ち入り、個人情報保護に関する調査を行い、又は乙に対して報告を求めることができる。

第11 乙は、個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。損害賠償の額は、甲乙協議の上、別に定める。

平成 31 年度茨城県児童養護施設退所者等アフターケア事業業務委託仕様書

本仕様書は、平成 31 年度茨城県児童養護施設退所者等アフターケア事業業務委託（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「事業者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 目的

児童養護施設退所者等の社会的自立に向け、就労・進学継続に向けた入所中の相談体制及び退所後のアフターケアの充実を図るとともに、個別の継続支援計画を策定し、22 歳の年度末まで必要な支援を受けられる体制を整備することを目的として実施する。

2 委託期間

契約締結日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

3 事業内容等

本事業は、平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙 1「社会的養護自立支援事業実施要綱」に基づき、次の事業を行うものとする。

(1) 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成

ア 児童養護施設の退所等後も引き続き本事業により実施する支援全体を統括する支援コーディネーター 1 人を配置すること。（常勤、非常勤の別は問わない。）

イ 支援コーディネーターは、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

(ア) 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者

(イ) 児童福祉事業、社会福祉事業に 5 年以上従事した者

(ウ) 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、県等が適当と認めた者

ウ 支援コーディネーターは、対象者、児童相談所担当ケースワーカー、里親、施設職員など対象者の支援に携わってきた者等により構成される会議を開催し、これらの者の意見を踏まえ、原則措置解除前にエに掲げる継続支援計画を作成すること。

エ 継続支援計画には、対象者の心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校若しくは就労先の環境など必要な情報を収集しアセスメントを行い、社会的自立に向けて、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法（居住に関する支援や生活費の支給の必要性やその方法、生活・就労相談の実施の方法等）などを定め、退所後の生活等を考慮した計画を作成すること。

また、継続支援計画は、施設等において作成されていた自立支援計画と一貫した内容となるよう十分考慮して作成すること。

オ 支援コーディネーターは、継続支援計画に基づく支援状況について、必要に応じて対象者、児童相談所担当ケースワーカー、里親、施設職員、生活相談支援担当職員等による会議（支援担当者会議）を運営することとし、対象者の生活状況の変化など必要に応じて計画の見直しを行うこと。

カ 児童相談所等の関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し効果的な支援ができるよう努めること。

(2) 生活相談の実施

- ア 生活相談支援担当職員2人を配置すること。(常勤, 非常勤の別は問わない。)
- イ 生活相談支援担当職員は, 対象者の自立支援に熱意を有し, 次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。
 - (ア) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条に定める児童指導員の資格を有する者
 - (イ) 自立支援に対する理解があり, 県等が適当と認めた者
- ウ 退所を控えた者に対する支援
 - (ア) 地域生活を始める上で必要な知識, 社会常識等を学ぶためのテキストを作成し, 講習会, 生活技能等を修得するための支援を行うこと。
 - (イ) 退所を控えた者が抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。
 - (ウ) 大学, 高等学校など教育機関を退学した者の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ, 必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。
 - (エ) 入所施設等と連携の下, 対象者との関係性を深めるとともに, 対象者同士の交流等を図る活動を行うこと。
 - (オ) その他, 地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。
- エ 退所後の支援
 - (ア) 居住, 家庭, 交友関係, 将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ, 必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。
 - (イ) 進路, 求職活動等に関する求職上の問題, 就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ, 必要に応じてハローワーク等専門機関の活用, 職場との連携, 面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。
 - (ウ) 対象者が気軽に集まる場を提供し, 意見交換や情報交換, 情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。
 - (エ) その他, 地域社会において自立生活する上で必要な支援(宿泊を要する場合を含む)を行うこと。
- オ 就労の支援
 - (ア) 就職面接等のアドバイスを行うこと。
 - (イ) 相談対応を含む就職後のフォローアップを行うこと。
 - (ウ) 其他就労に必要な支援を行うこと。

4 設備

生活相談の実施にあたっては, 次の設備を設けるものとする。

- (1) 相談室及び対象者が集まることができる設備
- (2) 其他事業を実施するために必要な設備

5 事業の実施にあたっての留意事項

- (1) 対象者との信頼関係の構築に努め, 対象者及び保護者の意向に配慮すること。
- (2) 生活相談を実施するにあたっては, 対象者が利用しやすい時間帯や曜日等に配慮する

とともに、対象者に対し、支援内容や所在地が明確に把握されるよう広報活動を積極的に行うこと。

- (3) 対象者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。
- (4) 対象者が県外に転居する場合であって、県外の里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住を希望する場合も必要な支援が継続されるよう、引っ越し先の関係機関とも連絡調整を行い、必要な支援体制を確保すること。
- (5) 貸付事業の実施主体と密に連携し、自立支援資金の借受人の円滑な自立が図られるよう支援に努めること。

6 実施状況報告

事業者は、事業終了後、県青少年家庭課に対し実施状況報告書（様式第1号）を提出しなければならない。

7 関係書類の整備等

- (1) 事業者は、次の帳簿を備えなければならない。
 - ア 本事業実施に係る収支に関する帳簿
 - イ 事業対象者に対する支援の記録
 - ウ その他本事業実施に際して必要となる諸記録
- (2) 受託者は、委託期間満了後、県から指示があったときは、事業退所者に対する支援の記録を県に引き継がなければならない。

8 事業の再委託

委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、委託業務の一部について再委託を行う場合は、次の各号について、あらかじめ県の承認を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称及び住所
- (2) 再委託を行う業務の範囲、必要性
- (3) 契約金額

9 その他の事項

- (1) 仕様変更
事業者はやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、予め県と協議の上、承認を得ること。
- (2) 記載外事項
本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。
- (3) その他
 - ア 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。
 - イ 採用になった企画提案は、必要に応じて一部変更する場合がある。
 - ウ 児童及び保護者の意向に配慮すること。
 - エ 児童等の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。